函館市養育費保証契約支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親の養育費に関する保証契約の締結を促進することにより、養育費の不払いが発生した場合に第三者が立替えすることで養育費を確実に受け取る枠組みを整え、養育費の取決め内容の継続した履行の確保と経済的自立への支援に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において,次の各号に掲げる用語の意義は,それぞれ当該各号 に定めるところによる。
 - (1) ひとり親 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号) 第6条第1項に規定する配偶者のない女子または同条第2項に規定する配 偶者のない男子であって、現に児童を扶養している者をいう。
 - (2) 債務名義 民事執行法(昭和54年法律第4号)第22条各号に掲げる もの

(対象者)

- 第3条 補助金の交付対象者は、函館市に居住するひとり親であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 養育費の取決めに係る債務名義を有していること。
 - (2) 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること。
 - (3) 保証契約に係る費用を負担したこと。
 - (4) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

(補助の対象および補助金の額)

- 第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、初回保証料として本人が負担する費用とする。
- 2 補助金の額は、補助対象経費の全額(その額が5万円を超える場合は5万円)とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、函館 市養育費保証契約支援補助金交付申請書(様式第1号)を、養育費保証契約を 締結した日(令和4年4月1日以降の日に限る。)から1年以内に提出しなけ ればならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公 簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができ る。
 - (1) 当該申請者およびその扶養している児童の戸籍謄本または抄本および 世帯全員の住民票の写し
 - (2) 補助の対象となる経費の領収書(申請者が負担したものに限る。)
 - (3) 養育費の取り決めを交わした文書(債務名義に限る。)
 - (4) 保証会社と締結した養育費保証契約書(保証期間が1年以上のものに限る。)
 - (5) その他市長が必要と認める書類 (交付決定)
- 第6条 市長は,前条第1項の規定による申請を受けたときは,当該申請に係る 書類を審査し,交付することが適当と認めたときは,補助金の交付決定を行う ものとする。
- 2 市長は,前項の規定により補助金の交付決定を行ったときは,申請者に対し 函館市養育費保証契約支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知す るものとする。
- 3 市長は、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、函館市養育費保証契約支援補助金却下通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽その他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付の決定に付された条件に違反したとき。
 - (3) その他市長が取り消す必要があると認めるとき。

(補助金の返還)

第8条 市長は、交付申請書の取下げがあった場合または交付決定を取り消した場合で、当該補助金を既に支払っているときは、補助金の全部または一部を返還させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、函館 市補助金等交付規則(昭和62年規則第43号)に定めるところによる。

第10条 市長は、この要綱の施行に必要な事項について別に定めることができる。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

函館市養育費保証契約支援補助金交付申請書

(あて先) 函館市長

申請者						
住	所:					
氏	名:					
電話番号:						

函館市養育費保証契約支援補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を 申請します。

なお,補助金の交付にあたり,市が証拠資料に関する必要事項ならびに納税状況の確認のため, 私に関する公簿等の閲覧や関係機関への調査を行うことに同意します。

	-					
 補 助 年 度 	年度					
補助金名	函館市養育費保証契約支援補助金					
保証契約締結日		年	月 日	※契約	締結年月日	
交付申請額			円	※上限	額5万円	
添付資料	公簿等により確認することができる場合は、省略することができる □ 申請者および扶養している児童の戸籍謄本または抄本 □ 補助対象となる経費の領収書 □ 養育費の取り決めを交わした文書(債務名義) □ 養育費保証契約書の写し □ その他、市長が必要と認めるもの					
	金融機関名		支店名	支店名 支店		
 - 振 込 先 口 座	預金種別		口座番号			
	口座名義	(フリガナ)				
		(氏 名)				
	1					
添付書類の写し	□ 戸籍の望	写し □ 領収	2書の写し	□ 債務名義	,の写し 🗆	保証契約書の写し

添付書類の写し	□ 戸籍の写し	□ 領収書の写し	□ 債務名義の写し	□ 保証契約書の写し
---------	---------	----------	-----------	------------

函館市養育費保証契約支援補助金交付決定通知書

函 子 子 年 月 日

様

函館市長

年 月 日付けで申請のあった函館市養育費保証契約支援補助金の交付について、次のとおり決定したので、函館市養育費保証契約支援補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助金の名称	函館市養育費保証契約支援補助金
交付決定額	円
交 付 条 件	① 函館市養育費保証契約支援補助金交付要綱の規定を遵守すること。② 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けた場合は、補助金の全部または一部の返還を命ずることがある。

函館市養育費保証契約支援補助金交付決定通知書

函 子 子 年 月 日

様

函館市長

年 月 日付けで申請のあった函館市養育費保証契約支援補助金の交付について、次のとおり決定したので、函館市養育費保証契約支援補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助金の名称	函館市養育費保証契約支援補助金
交付決定額	円
交 付 条 件	① 函館市養育費保証契約支援補助金交付要綱の規定を遵守すること。② 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けた場合は、補助金の全部または一部の返還を命ずることがある。